

令和8年度 京都市立東山泉小中学校 部活動運営方針（後期課程）

1. 部活動のねらい

部活動は学校教育活動の一環として行い、生徒が自主的、自発的に活動する中で、個性を伸ばし、社会性や人間性を育み顧問や生徒相互の人間関係を育てる。個人の心身を健全に維持するとともに、達成感や満足感を集団で共有する場とする。またスポーツ・芸術文化に親しみ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養を育むことをねらいとする。

2. 部の成立

下記の条件を満たすこととし、企画・運営委員会で検討のうえ職員会議で協議し、校長が決定する。

- ① 活動に必要な部員がいること。
- ② 顧問がいること。
- ③ 校内に活動場所が確保できること。

3. 部員

入部は自由意思により、一人1部とし、卒業まで続けることを原則とする。

4. 運営規定

- ①活動期間 入学式の翌日より離任式前日までとする。
- ②活動時間 平日1.5時間程度、学校の休業日（土曜日、日曜日、祝日、長期休業期間等）は3時間程度を原則とする。
- ③完全下校 年間を通じて16時55分を完全下校とする。（16時45分まで活動可）
- ④休養日 ア) 平日に1日以上、及び土曜日または日曜日に1日以上の休養日を設ける。休養日については、各部の規定により定める。
イ) 大会等により、土曜日または日曜日の休養日に活動した場合は、休養日を他の日に振替える。
- ⑤活動休止 下記の期間は原則として、活動を休止する。その他、学校行事、学校体制、気象条件等により活動を休止する場合がある。
 - ・ 定期考査Ⅰは9日前から、定期考査Ⅱ～Ⅳは8日前から考査終了日までの期間。
 - ・ 8月中旬及び年末年始の学校閉鎖期間。
- ⑥活動計画 顧問から保護者に配布する。
- ⑦部費等 部活動運営に必要な経費として部員から部費を徴収する場合は、1ヶ月500円までを上限とし、あらかじめ保護者に説明するとともに、年度ごとに保護者に対して会計報告を行う。